

久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険税条例（平成22年久喜市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第3条第1項中「100分の7.77」を「100分の7.81」に改める。

第4条中「3万5,200円」を「3万9,000円」に改める。

第5条中「100分の2.87」を「100分の3.09」に改める。

第6条中「1万4,700円」を「1万6,600円」に改める。

第7条中「100分の2.76」を「100分の2.87」に改める。

第8条中「1万4,100円」を「1万6,200円」に改める。

第20条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第1号ア中「2万4,640円」を「2万7,300円」に改め、同号イ中「1万290円」を「1万1,620円」に改め、同号ウ中「9,870円」を「1万1,340円」に改め、同項第2号ア中「1万7,600円」を「1万9,500円」に改め、同号イ中「7,350円」を「8,300円」に改め、同号ウ中「7,050円」を「8,100円」に改め、同項第3号ア中「7,040円」を「7,800円」に改め、同号イ中「2,940円」を「3,320円」に改め、同号ウ中「2,820円」を「3,240円」に改め、同条第2項第1号ア中「5,280円」を「5,850円」に改め、同号イ中「8,800円」を「9,750円」に改め、同号ウ中「14,080円」を「15,600円」に改め、同号エ中「17,600円」を「19,500円」に改め、同項第2号ア中「2,205円」を「2,490円」に改め、同号イ中「3,675円」を「4,150円」に改め、同号ウ中「5,880円」を「6,640円」に改め、同号エ中「7,350円」を「8,300円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の久喜市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。